



基発第 0401008 号  
平成 15 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「当面の労働時間対策の具体的推進について」の一部改正について

平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 5 年間における労働時間対策については、平成 13 年 3 月 31 日付け基発第 280 号「当面の労働時間対策の具体的推進について」（以下「基発第 280 号」という。）により推進してきたところである。

今般、労働時間短縮支援センターの実施する事業の一部等につき変更があったことから、下記のとおり基発第 280 号の改正を行い、以後適用することとしたので、了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

基発第 280 号の一部を次のように改正する。

基発第 280 号中「（仮称）」を削る。

記の第 2 の 2 (2) 中「、(2)」を削る。

記の第 2 の 3 (2) 中「3 年に策定された」を「13 年 10 月に」に改め、「その中に」を削り、「の適正化に向けた労使の取組に関するガイドラインを盛り込むこととしているので」を「をなくしていくための目標や労使が取り組むべき事項を盛り込んだところであり」に、「別途指示するところによりそ」を「本要綱」に改める。

記の第 2 の 4 中「始業・終業時刻の把握に関して使用者が講ずべき措置などを示した基準を策定することとしていることから、別途指示するところ」を「平成 13 年 4 月 6 日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定したところであり、同日付け基発第 339 号」に改め、第 2 段落として「また、地域産業労働懇談会の場を利用するなどにより、同基準の周知徹底と労働時間管理適正化の気運醸成を図ること。」を加える。

記の第 2 の 5 (2) 中「、(2)」を削る。

記の第 2 の 6 の (1) 中「、診断」の後に「・指導」を加え、「その改善の方向性を示す」を「その上で労働時間を短縮するための制度導入等を提案するとともに、実現のための具体的な助言・指導を行う」とし、(2) を削り、(3) を (2) とし、(4) を (3) とし、(5) を (4) とする。

新	旧
<p>第2 労働時間対策の具体的推進 (略)</p> <p>2 年次有給休暇の取得促進 (略)</p> <p>(1) 長期休暇制度の普及促進 (略)</p> <p>① 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金の支給</p> <p>② 長期休暇制度基盤整備助成金の支給</p> <p>③ 長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムの開催</p> <p>(2) 計画的付与制度の積極的な活用 (略)</p> <p>また、労働時間短縮支援センターの実施する6の(1)の事業について、集団指導等において周知を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>3 所定外労働の削減 (略)</p> <p>(2) 所定外労働の削減及び休日労働の適正化に係る啓発指導</p> <p>平成13年10月に「所定外労働削減要綱」を改定し、<u>休日労働をなくしていくための目標や労使が取り組むべき事項を盛り込んだところであり、本要綱の周知を行い、労使の意識の変革を図るとともに、職場全体として、所定外労働の削減や休日労働の適正化について気運の醸成に努めるよう指導すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 労働時間管理の適正化 (略)</p> <p>平成13年4月6日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定したところであり、<u>同日付け基発第339号により、この基準の周知及び遵守のための指導を積極的に行うこと。</u></p> <p>また、<u>地域産業労働懇談会の場を利用するなどにより、同基準の周知徹底と労働時間管理適正化の気運醸成を図ること。</u></p> <p>5 弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保</p>	<p>第2 労働時間対策の具体的推進 (略)</p> <p>2 年次有給休暇の取得促進 (略)</p> <p>(1) 長期休暇制度の普及促進 (略)</p> <p>① 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金<u>(仮称)</u>の支給</p> <p>② 長期休暇制度基盤整備助成金<u>(仮称)</u>の支給</p> <p>③ 長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウム<u>(仮称)</u>の開催</p> <p>(2) 計画的付与制度の積極的な活用 (略)</p> <p>また、労働時間短縮支援センターの実施する6の(1)、<u>(2)</u>の事業について、集団指導等において周知を図ること。</p> <p>(略)</p> <p>3 所定外労働の削減 (略)</p> <p>(2) 所定外労働の削減及び休日労働の適正化に係る啓発指導</p> <p>平成3年に策定された「所定外労働削減要綱」を改定し、<u>その中に休日労働の適正化に向けた労使の取組に関するガイドラインを盛り込むこととしているので、別途指示するところによりその周知を行い、労使の意識の変革を図るとともに、職場全体として、所定外労働の削減や休日労働の適正化について気運の醸成に努めるよう指導すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 労働時間管理の適正化 (略)</p> <p><u>始業・就業時刻の把握に関して使用者が講ずべき措置などを示した基準を策定することとしていることから、別途指示するところにより、この基準の周知及び遵守のための指導を積極的に行うこと。</u></p> <p>5 弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保</p>

(略)

(2) 労働時間短縮支援センターの実施する6の(1)の事業について、集団指導等において周知を図ること。

6 労働時間短縮支援センターの実施する事業の活用による労使の自主的な取組の促進

(略)

(1) 労働時間制度改善支援事業

労働時間制度の改善に取り組む事業主等に対して、業務体制の整備等労働時間制度に関する制度の改善に取り組むための知識の修得の研修、診断・指導アドバイザーによる現状等の診断を行い阻害要因を明らかにし、その上で労働時間を短縮するための制度導入等を提案するとともに、実現のための具体的な助言・指導を行う事業

(2) 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金事業

(略)

(3) 長期休暇制度基盤整備助成金事業

(略)

(4) 長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウム

(略)

(略)

(2) 労働時間短縮支援センターの実施する6の(1)、(2)の事業について、集団指導等において周知を図ること。

6 労働時間短縮支援センターの実施する事業の活用による労使の自主的な取組の促進

(略)

(1) 労働時間制度改善支援事業 (仮称)

労働時間制度の改善に取り組む事業主に対して、業務体制の整備等労働時間制度に関する制度の改善に取り組むための知識の修得の研修、診断アドバイザーによる現状等の診断を行い阻害要因を明らかにし、その改善の方向性を示す事業

(2) 労働時間制度改善助成金事業 (仮称)

労働時間短縮支援センターが実施する診断サービス事業等を利用して、労働時間短縮を阻害する要因を把握し、労働時間制度に関する制度の改善に係る計画を作成し、実施するに当たって、外部の専門家から助言等を受けた場合に助成を行う事業

(3) 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金事業 (仮称)

(略)

(4) 長期休暇制度基盤整備助成金事業 (仮称)

(略)

(5) 長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウム (仮称)

(略)